# 西予市みかめ海の駅 指定管理者 業務仕様書

愛媛県西予市 (産業部経済振興課)

西予市みかめ海の駅(潮彩館)(以下「西予市みかめ海の駅」という。)の指定 管理者が行う業務の内容及びその範囲等は、この仕様書による。

## 目 次

1	趣旨	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
2	西予	市み	ょカコ	め	海	の	駅	の	管	理	運	営	に	関	す	る	基	本	的	な	考	え	方	•	•	1
3	西予	市み	ょカコ	め	海	の	駅	の	概	要	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
4	指定	期間	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
5	遵守	すへ	ヾき	法	令	等	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
6	指定	管理	11者	が	行	う	業	務	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
7	管理	の基	上準	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7
8	業務	の委	託	等	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	9
9	経費	に関	す	る	事	項	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	9
10	事業	報告	守等	に	つ	いく	て	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	9
11	事業	評価	引こ	つ	いく	て	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	10
12	指定	期間	清満	了	後	の	事	務	引	継	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	10
13	業務	の総	Ł続	が	困	難	に	な	つ	た	場	合	等	の	措	置	•	•	•	•	•	•	•	•	•	10
14	原状	回復	₹•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	11
15	市と	指定	ご管	理	者	の	リ	ス	ク	分	担	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	11
16	その	他.•	•	•	•		•		•	•		•	•	•	•		•	•		•	•	•		•	•	11

## 1 趣旨

本仕様書は、西予市みかめ海の駅の指定管理者が行う業務の内容及び履行方法について定めることを目的とする。

## 2 西予市みかめ海の駅の管理運営に関する基本的な考え方

西予市みかめ海の駅は、西予市三瓶中心市街地における商業の振興と地域の活性化を推進し、併せて農水産物の高度活用、地域住民の憩いと相互交流、都市住民との交流を図ることを目的とした賑わいの拠点施設として設置された。

平成28年4月21日には海の駅ネットワークから「海の駅」認定を受け、設置目的に沿った運営により賑わいの創出や交流人口の増加を核に三瓶地域の中心市街地拠点施設として活用がなされているところである。

また、周辺には四国西予ジオパークのジオサイトとして中心的役割を果たしている須崎園地やあらパーク(かくれの里)、さざえが岳などを要する風光明媚な土地柄である。

管理運営については、賑わいの創出や交流人口の増加など、その目的を達成するため、「ひと」を呼び込むことが大切であり、今後多くの利用者の獲得が必要であるならば、利用者のニーズを的確に把握しながら、施設を魅力的かつ効率的に運営していく必要がある。

施設を管理運営する中で遊び心を持って地域住民や利用者と積極的に交流し、 本施設を核とした「まちづくり」に参画していただくことを求めている。

#### (1) 利用者の声を反映した施設

利用者のニーズを的確に把握して、利用者が求めるサービスを積極的に提供していく。

#### (2) 管理運営コストの削減と地域貢献

公共施設においては、効率的な管理運営を推進するとともに、単に「管理運営経費」だけに着目するのではなく、地域に密着し、また、市外から「ひと」を呼び込む「しかけ」づくりを構築するなど、交流人口の増加にも寄与することにより地域貢献を行っていく。

## 3 西予市みかめ海の駅の概要

#### (1) 所在地

愛媛県西予市三瓶町朝立1番耕地438番地287

#### (2) 設置条例

西予市みかめ海の駅条例(平成18年西予市条例第73号。以下「条例」と

いう。)

#### (3) 施設の概要

敷地面積 1,625.43㎡ 主要構造 木造 平屋建て 延床面積 1,625.43㎡

#### (4) 施設内容

販売棟(木造平屋建て:402.56㎡)

地元農林水産物及び特産品の販売

地元みかん、柑橘ジュースの搾汁、試飲、販売、一部製造過程の見学 (内訳) 販売スペース168.75㎡・搾汁コーナー149.25㎡

調理室12.50㎡・事務室12.50㎡・倉庫12.50㎡

ピロティ47.06㎡

イケス棟(鉄骨造平屋建て:144.00㎡) ※ 現在休止中

(内訳) まんぼう飼育槽  $\phi$  8.00m・おさかな飼育槽  $\phi$  2.64m

タッチングプールB2.8 $m \times W6.0m$ 

便所棟(木造平屋建て:90.75m²)

バス待合所 (シェルター:5.89㎡)

イベント広場 (550.00㎡)、芝生広場 (89.50㎡)

みかめびんびん市、夏祭り(奥地の海のかーにばる)、その他各種イベントの開催

休憩広場 (101.30 m²)

#### (5) その他

管理区域は別添図面(別記1)における区域とし、内容は配置図(別記2)のとおりとする。但し今後の運営状況によって、各教室等の利用内容を変更する場合がある。

## 4 指定期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

## 5 遵守すべき法令等

業務の遂行にあたっては、次の関連する法令等を遵守しなければならない。

- ① 地方自治法(昭和22年法律第67号)
- ② 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)
- ③ 西予市みかめ海の駅条例(平成18年西予市条例第73号)
- ④ 西予市行政手続条例(平成16年西予市条例第12号)
- ⑤ 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)
- ⑥ 西予市個人情報保護条例(平成 16 年 12 月西予市条例第 274 号)

- ⑦ 施設及び設備の維持保全関係法令(建築基準法、消防法、電気事業法、 水道法及び建築物における衛生的環境の確保に関する法律等)
- ⑧ 労働関係法令(労働基準法、労働組合法、労働安全衛生法、職業安定法、 最低賃金法、労働者派遣法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法及び 雇用保険法等)
- ⑨ 環境関係法令(エネルギーの使用の合理化等に関する法律、地球温暖化対策の推進に関する法及びフロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律等)
- ⑩ 愛媛県暴力団排除条例 (平成 22 年 3 月愛媛県条例第 24 号) 及び西予市 暴力団排除条例 (平成 23 年 9 月西予市条例第 18 号)
- ① 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成 25 年法律第 65 号)
- ② その他の関係法令

## 6 指定管理者が行う業務

#### (1) 西予市みかめ海の駅の運営に関する業務

- ① 人員の配置等に関すること。
  - ア 専任の総括責任者を1名配置すること。
  - イ 西予市みかめ海の駅の業務に従事するのに最適な人員として、25 人 以上を配置すること。
  - ウ 施設管理に従事する者のうち1人は、甲種防火管理者の資格を有していること。
  - エ 配置する人員の勤務形態は、労働基準法(昭和22年法律第49号)等 を遵守し運営に支障がないようにすること。
  - オ 職員に対して、管理運営に必要な研修を行うこと。
- ②海の駅に関する業務。
  - ア 駐車場、公衆トイレを 24 時間安全かつ快適に利用できるようにする こと。
  - イ 利用者に対して観光情報、その他利用者の利便性に供する情報を提供 すること。
- ③物産品販売業務に関すること。
  - ア 指定管理者は、出品商品の販売を行うものとする。実施内容等については、指定管理者及び出品者の双方が協議すること。
  - イ 販売に係る手数料の取扱いについては、確実な金融機関に口座を開設 し保管すること。
  - ウ 出品商品の説明、利用方法などの説明に対応できるようにすること。
  - エ 指定管理者は、自社製造の商品を自らの責任において販売することができる。ただし、出品者の出品商品と競合しないように配慮するととも

に、地元特産品を優先して取り扱うよう配慮すること。 オ 万全な衛生管理と商品管理を行うこと。

#### (2) 施設利用に関する業務

- ① 利用者から申込みがあったときは、申請を受付け、利用を許可すること。 なお、利用者から電話、ファクシミリ及びインターネット等による問い合 わせがあった場合は、丁寧な対応と適切な案内に努めること。
- ② みかめ海の駅のホームページ作成、案内パンフレット等を作成して施設活用の広報活動に努めること。

#### (3) 利用料徴収に関する業務

- ① 利用者は、西予市みかめ海の駅の利用にかかる料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に納入しなければならない。
- ② 利用料金は、その利用目的に従い、条例に定める額の範囲内で指定管理者があらかじめ市の承認を得て定める額とする。
- ③ 指定管理者は、特別の事由があると認めたときは、利用料金を後納させることができる。
- ④ 利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとする。
- ⑤ 利用料金の不還付

既納の利用料金は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

ア 天災地変その他利用者の責に帰し得ない事由により利用できなくなったとき。

- イ 指定管理者の都合により使用を取り消したとき。
- ウ 利用者が利用開始前に許可の取消しを申し出て指定管理者がこれを 認めたとき。

## (4) 施設設備等の管理に関する業務

① 施設警備業務

人的警備(開館時)と機械システムを利用して 24 時間警備(休館日を含む。)を行いこと。

② 清掃業務

みかめ海の駅の施設について、良好な衛生環境等の維持に心掛け、施設 として快適な空間を保つために毎日又は随時行うこと。

③ 消防用設備等点検業務

消防法に基づき、消防用設備等について、定期的に点検し、管轄の消防 署等に報告する必要があるため、年1回、点検と報告を実施すること。

④ 净化槽保守点檢·法定点檢業務

浄化槽法に基づき、浄化槽の機能が正常に働いているか、また、浄化 機能が十分に発揮されているか確認するため、浄化槽保守点検を年 12 回、 浄化槽法定点検を年 1 回実施すること。

⑤ 電気保安業務

漏電や火災事故を未然に防ぐため、電気事業法に基づき、施設の電気設備について、毎年4回、点検を実施すること。

#### (5) 防火管理者に関する業務

- ① 消防法(昭和23年法律第186号)第8条第1項の規定により、西予市 みかめ海の駅について定める防火管理者の業務を指定管理者に委任する ものとし、指定管理者は、その職員であって資格を有する者のうちから防 火管理者を選任するものとする。
- ② 指定管理者は、選任した防火管理者に次に掲げる業務を行わせるものとする。
  - ア 消防計画の作成
  - イ 消防計画に基づく消火、通報及び非難訓練の実施
  - ウ 消防の用に供する設備、消防用水または消火活動上必要な施設の点検 及び整備
  - エ 火気の使用又は取扱いに関する監督
  - オ 避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理並びに収容人員の管理
  - カ 前各号に掲げるもののほか、防火管理上必要な業務

#### (6) 自衛消防組織の設置に関する業務

- ① 消防法(昭和23年法律第186号)第8条の2の5の規定により、西予市 みかめ海の駅について定める自衛消防組織の設置を指定管理者に委任するものとする。
- ② 指定管理者は、自衛消防組織を置いたときは、遅滞なく自衛消防組織の要員の現況その他総務省令で定める事項を所轄消防長又は消防署長に届け出ることとする。

#### (7) 備品等の貸与及び購入に関する業務

- ① 西予市みかめ海の駅にある市所有の備品については、市が無償で貸与する。
- ② 指定管理者の資産となるもの以外の備品については、年度協定書第5条に基づき、市が必要と認めた場合に購入する。

#### (8) 備品の保守管理に関する業務

- ① 施設の運営に支障をきたさないよう、備品の管理を行う。
- ② 物品管理簿の管理を行う。
- ③ 破損、不具合等が生じた場合は、速やかに市に報告を行う。

#### (9)消耗品管理に関する業務

施設の運営に支障をきたさないよう、必要な消耗品を適宜、指定管理者が 購入し、管理を行う。

#### (10) 事業計画書により提案された自主事業に係る業務

自主事業等を実施する場合は、事業の計画を立て、事前に提案すること。

#### (11) その他市長が必要と認める業務

#### ① 事業計画書及び収支予算書の作成

毎年度、市が指定する期日までに、次年度の事業計画書及び収支計画書について、市と調整を図った上で作成し、提出すること。

#### ② 運営目標の設定

指定管理者は、PDCAサイクルを活用して、施設運営の持続的な改善を行うこと。事業計画書作成の際には、運営目標を具体的な指標(数値)として設定し、年度末の振り返り時には目標と実績との差異を踏まえて改善計画を策定し、次年度の目標設定に生かすものとする。

#### ③ モニタリング

市は、指定期間中に指定管理業務の実施状況を把握し、良好な管理状況を確保するため、次のとおりモニタリングを実施する。

#### ア 定期報告

指定管理者は、毎月 15 日までに、前月の業務報告書を作成し、市へ 提出すること。

#### イ 状況確認

市は、随時、指定管理業務の実施状況について、現地での確認等を 行う。

ウ 業務の基準を満たしていない場合の措置

指定管理者が管理の基準や事業計画に示された業務などにおいて、 基準を満たしていないと判断した場合、市は改善措置を講ずる等の指導 を行う。

さらに必要な場合は業務の停止や指定の取消しを行うことがある。

なお、大幅な業務の改善を要する場合等にあっては、指定管理料を 減額することがある。

④ 施設利用者及び市民一般へのアンケートの実施

施設利用者等の利便性の向上等の観点から、アンケート等により、施設利用者及び市民一般への意見・苦情等を聴取し、その結果及び業務改善への反映状況について市に報告する。

- ⑤ 関係機関との連絡調整
- ⑥ 指定期間開始前の引継事務
- ⑦ 緊急時対策、防犯・防災対策マニュアルの作成及び職員指導
- ⑧ 施設の管理運営全般のマニュアル作成
- ⑨ その他日常業務の調整

#### (12) 市と指定管理者の役割分担

市と指定管理者との役割分担は概ね、別記3のとおりとする。詳細については協定締結の際に定める。

## 7 管理の基準

#### (1) 開館時間

午前9時から午後6時

ただし、指定管理者が特に必要と認める場合は、市の承認を得て、開館時間 を臨時に変更することができる。

また、便所棟については24時間開放することとする。

#### (2) 休館日

① 1週間に1日の休業日を設ける

(当日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その翌日以後の最初の休日以外の日)

② その他、指定管理者が特に必要と認める場合は、市の承認を得て、休館日を臨時に開館し、又は臨時に変更することができる。

#### (3) 施設の利用の制限について

- ① 条例第8条第2項各号に該当する場合には、利用の許可をしないことができる。
- ② 条例第9条各号に該当する場合には、利用の許可の条件を変更し、又は利用を停止し、若しくは利用の許可を取消すことができる。

#### (4) 利用料の減免

利用料の減免については、特に必要があると認めるときは条例第 14 条により市と協議の上、指定管理者がその事務手続きを行うこととする。

#### (5) 個人情報の取扱い

指定管理者が指定管理業務を行うにあたり、個人情報を取り扱う場合は、 その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の 適切な管理に努め、個人情報を保護するために必要な措置を講じること。

個人情報の漏えい等の行為には、西予市個人情報保護条例(平成 16 年条例第 274 号)に基づく罰則が適用される場合がある。

#### (6)情報公開

指定管理者が指定管理業務を行うにあたり作成し、又は取得した文書等で 指定管理者が管理しているものの公開については、別途情報公開規程等を定 めるなど適正な情報公開に努めること。

#### (7) 文書の管理・保存

指定管理者が指定管理業務に伴い作成し、又は受領する文書等は、市の文書事務に関する諸規定に基づいて、別途文書の管理に関する規程等を定め、 適正に管理・保存することとする。

また、指定期間終了時には、市の指示に従うこと。

#### (8)環境への配慮

指定管理者は、次のような環境に配慮した指定管理業務の実施に努めるこ

と。

- ① 環境に配慮した商品・サービスの購入 (グリーン購入)を推進し、また、 廃棄に当たっては資源の有効活用や適正処理を図ること。
- ② 電気・ガス・ガソリン等のエネルギー使用量の削減に向けた目標を設定し、取組みを推進すること。
- ③ 化学物質・感染性廃棄物等のリスク管理を行い、環境や人に影響を及ぼす事故を防止すること。
- ④ 施設の利用者等に対して環境の保全及び創造に関する情報提供に努めるとともに、業務に関わる者に対する教育及び学習の推進に努めること。

#### (9) 守秘義務

指定管理者は、指定管理業務を行うにあたり、業務上知り得た内容を第三者に漏らしたり、自己の利益のために使用したりしないこと。指定期間終了後も同様とする。

#### (10) 賠償責任と保険の加入

指定管理業務の実施にあたり、市の責任に帰すべき理由による事故により 第三者に与えた損害については、施設設置者である市が賠償責任を負うが、 指定管理者が行う管理に起因する事故により第三者に与えた損害については、 指定管理者が損害責任を負う。

このいずれの理由にも因らない事故により第三者に与えた損害については、 その賠償責任について協議することとする。

また、指定管理者に起因する火災等による施設の損壊についても、市は指 定管理者に対して損害を請求することができる。

以上により、指定管理者は、想定される損害賠償請求に対応できるよう任 意の賠償責任保険に加入すること。

## 8 業務の委託等

施設の設置目的を達成するために実施する主要な業務については、指定管理者が自ら実施することを原則とし、管理運営業務の全般又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、建物等の維持管理に関する業務(設備の保守点検、清掃、警備等)など当該業務の一部について第三者に委託し又は請け負わせることができる。

この場合、第三者の使用は、すべて指定管理者の責任において行うものとする。

## 9 経費に関する事項

#### (1) 経費の支払い

指定管理委託料は無料とする。

#### (2)修繕の取扱い

小規模修繕(備品含む)は指定管理者の責任で実施すること。ただし、1件 150万円を超えるものは市と協議する。

また、指定管理者は収支予算を策定する際に、修繕に必要な経費として 修繕料を計上すること。

なお、執行にあたっては、入札等を実施し、費用の削減に努めること。

#### (3)管理口座

市が支払う指定管理業務に係る経費の出納は、団体自体の口座とは別の口座で管理すること。

ただし、指定管理業務に係る経理とその他の業務に係る経理を区分して整理できる場合はこの限りでない。

#### (4) その他

その他詳細については、双方協議の上、定めるものとする。

## 10 事業報告等について

#### (1) 事業報告

会計年度終了後、1ヶ月以内に事業報告を作成し、市に提出する。 記載する内容は次のとおりとする。

- ① 事業報告
- ② 利用実績(利用率·利用人員等)
- ③ 収支決算書
- ④ その他詳細については、協議の上、協定書で定めるものとする。

#### (2) 経理規程

指定管理者は経理規程を策定し、経理事務を行うこと。

#### (3) 立入検査について

市は必要に応じて、施設、物品、各種帳簿の現地調査を行うことができる。

#### 11 事業評価について

#### (1) 事業評価

市は指定期間中に提出された報告書等に基づき事業評価を実施する。評価は次のとおりとする。

① 年度評価 (毎年度実施)

年度ごとに管理運営の履行状況、アンケート結果、経理状況(収支状況)などについて評価を行う。

② 総合評価(指定管理期間満了年度に実施)

指定管理期間が満了する年度に指定管理期間全体の履行状況や利用者 満足度など、管理業務全般について評価を行う。

#### (2) 是正勧告

事業評価の結果、指定管理者の業務が基準を満たしていないと判断した場合、是正勧告を行い、当該勧告対象となった事項に改善が見られない場合、市は指定管理者に対する支払いの停止、支払額の減額又は指定管理者への指定の取り消しなどの措置を行うことがある。

## 12 指定期間満了後の事務引継

指定管理者は、その指定期間満了時において、次期指定管理者が円滑かつ支 障なく、西予市みかめ海の駅の管理運営業務を遂行できるように、引継を行う ものとする。

## 13 業務の継続が困難になった場合等の措置

指定管理者は、業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、速やかに市に報告しなければならない。その場合の措置については、次のとおりとする。

#### (1) 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難になった場合、 又はそのおそれが生じた場合には、市は指定管理者に対して改善勧告等の指示を行い、期間を定めて改善策の提出及び実施を求めることができる。この場合、指定管理者がその期間内に改善することができなかった場合等には、 市は指定管理者の指定の取り消し又は業務の全部又は一部の停止を命じることができるものとする。

#### (2) 指定が取り消された場合等の賠償

上記(1)により指定管理者の指定が取り消され、又は業務の全部若しくは 一部が停止された場合、指定管理者は、市に生じた損害を賠償しなければな らない。

#### (3) 不可抗力等による場合

不可抗力その他市又は指定管理者の責めに帰することができない事由により、業務の継続が困難となった場合、市と指定管理者は、業務継続の可否等について協議を行い、継続が困難と判断した場合、市は指定管理者の指定の取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じることができるものとする。

## 14 原状回復

指定管理者は、協定の期間が満了、指定が取消された場合、協定を解除された場合は市の指示に基づき、施設を原状に復して市へ引き渡さなければならな

V10

## 15 市と指定管理者のリスク分担

市と指定管理者のリスク分担は、別記4のとおりとする。

ただし、別記4に定める事項で疑義がある場合又は別記4に定めのないリスクが生じた場合は、市と指定管理者が協議の上リスク分担を決定するものとする。

## 16 その他

本仕様書に規定するもののほか、指定管理者の業務内容及び処理について疑義が生じた場合は、市と誠意を持って協議し決定する。

本仕様書に定めがないものについては、市と別途協議する。

別記1 管理区域

別記2 配置図

別記3 市と指定管理者の役割分担表

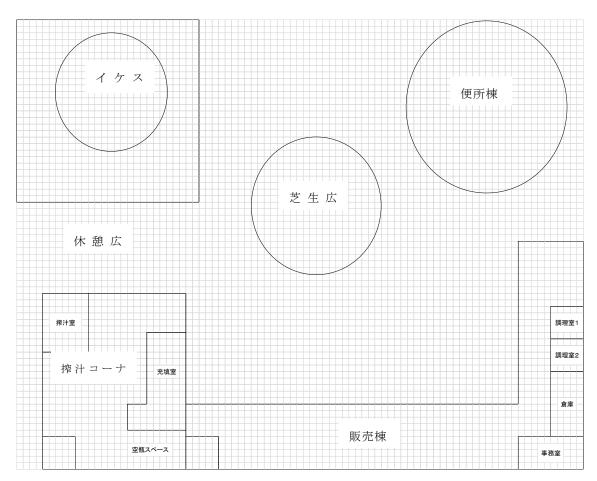
別記4 リスク分担表

別紙1 個人情報取扱特記事項

## 【別記1】



## 【別記2】



【別記3】

巨八	<b>₩ ¤</b>	面積	管理の主体				
区分	室名	$(m^2)$	市	指定管理者	その他		
	販売スペース	168. 75		©			
	搾汁コーナー	149. 25		©			
販売棟	調理室	12.5		©			
別又グビイ木	事務室	12.5		©			
	倉庫	12.5		©			
	ピロティ	47. 06		©			
イケス棟	まんぼう・おさかな飼育槽	144		©			
便所棟	便所	90.75		©			
バス待合所	待合所	5. 89		©			
イベント広場	イベント広場	550		©			
芝生広場	芝生広場	89. 5	·	©			
休憩広場	休憩広場	101.6		0			

## 【別記4】

## リスク分担

種類	内容	負担者				
性知	内容	市	指定管理者			
金利変動	金利変動に伴う経費の増		0			
	地域との連携、協調		0			
周辺地域・住 民対応	指定管理業務内容に対する住民要望等		0			
L(X) //L	上記以外の事項	0				
政治・行政的	政治・行政的理由により、施設管理運営業務の 継続に支障が生じた場合、又は指定管理の内容	<b>₩</b> ->	:)- L 7			
理由による事業変更	変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の 当該事情による増加経費負担	協議による				
不可抗力	不可抗力(指定管理者のいずれの責めにも帰す ことができない自然的又は人為的な現象に伴う 施設、設備の復旧経費及び業務履行不能)	0				
書類の誤り	仕様書等市が責任を持つ書類の誤りによるもの	0				
青頬の誤り	指定管理者が作成した書類等の誤りによるもの		0			
	指定管理者の故意又は重大な過失によるもの		0			
	施設・設備の設計・構造上の原因によるもの	0				
施設・設備の 損傷	経年劣化、第三者の行為で相手方が特定できないもの等(150万円未満の小規模なもの)		0			
	経年劣化、第三者の行為で相手方が特定できな いもの等で上記以外	協議	による			
資料・展示品	管理者としての注意義務を怠ったことにより損 害を与えた場合		0			
等の損傷	上記以外の理由により損害を与えた場合	0				
セキュリティ	警備不備による情報漏洩、犯罪発生等		0			
事業終了時の 費用	指定管理期間が終了した場合又は期間中に業務 を中止した場合における事業者の撤収費用		0			

<sup>※</sup>ここに定める事項で疑義がある場合、又は定めのないものについては、市と指定管理者が協議の上決定する。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、この協定による個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、西予市個人情報保護条例(平成 16 年西予市条例第 274 号)第 47 条の規定に基づき、個人情報保護のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この協定による事務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。

(再委託の禁止)

第3 乙は、この協定による事務を自ら処理するものとし、やむを得ず他に再委託すると きは甲の承諾を得るものとする。

(目的外収集・利用の禁止)

第4 乙は、この協定による事務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、受託事務の目的の範囲内で行うものとする。

(第三者への提供の禁止)

第5 乙は、この協定による事務を処理するために収集し、又は作成した個人情報が記録 された資料等を、甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6 乙は、この協定による事務を処理するため甲から提供を受けた個人情報が記録され た資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(適正管理)

第7 乙は、この協定による事務を処理するため甲から提供を受けた個人情報の滅失及び 損傷の防止に努めるものとする。乙自らが当該事務を処理するために収集した個人情報 についても、同様とする。

(資料等の返還等)

第8 乙がこの協定による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集 し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この協定完了後直ちに甲に返還 し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものと する。

(事故の場合の措置)

第9 乙は、この協定に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償)

第10 乙が故意又は過失により個人情報を漏えいしたときは、乙はそれにより生じた損害 を賠償しなければならない。